KSKR

No. 243

2018 ()ct.

http://www.eonet.ne.jp/~asn/

奈良県自閉症協会 NEWS

発行人:

関西障害者定期刊行物協会 編集人: 奈良県自閉症協会 支部長&事務局:河村舟二 〒 639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円 会員は会費に含まれています。

● 年 9 月 25 日、大阪府 2018 世 5 月 23 日、八流… 豊中市生活情報くら しかんイベントホールで行われた 「保護者講演会」に講師としてお招 きいただき、「絆をもとめて!~奈 良県自閉症協会の歩みとともに~」 のテーマでお話をさせていただきま した。対象は公私立認定こども園・ 民間保育所園などの在園児童保護者 及び教職員の方々で、熱心に受講さ れていました。今年40歳になる私 の娘の現在の暮らしの様子を中心 に、奈良県自閉症協会の活動の様子 を披露してきました。内容は次のよ うな項目です。

1. 親支援の立場から

早期発見・早期療育→早期の気づき・ 早期支援

親・家族の障害受容

子育て不安の克服 一人ではないこ とを知る 視点が変わる

適切な療育法にたどり着く(ジェネ ラリストとして)

普通意識しない、なかなか見えない ものがものが見えてくる(良い面も 悪い面も)

支援はつながり「絆」

つながりのきっかけ=わかり合うこ と、違うことへのリスペクト。「た よって」いいんだ!

2. 本人への発達支援(第三者の立 場)

療育に関する情報の収集とその検証

(レッテル張りの克服)

自己流の見立てでなく、専門家のア セスメントと助言がいる。

専門家の手助けがいる。(医師・園 学校•福祉)

3. 実際の関わりとねらい 支援者の資質として「違いを認める ことができる」必須

努力一意気込み一知識理解

(その職責を遂行するために絶えず 研修と修養に努めなければならな (1)

多様性を受け止める。

自分の良さを発揮して生きる。生き 合う力を育てる。(インクルージョ ン)

地域で当たり前に生活できる社会 を!

ライフワークを通じての切れ目のな い支援 家族なども含めた、きめ細 やかな支援 地域の身近な場所で受 けられる支援

4. 自閉症協会の存在意義

自閉症スペクトラム障害の人達に対 する福祉の増進及び社会参加の促進 を図り、広く社会に貢献することを 目的とする。

(1) 相談事業(2) 調査・研究事 業(3)理解・啓発事業(4)施策 への提言と改善推進(5)支援者・ 成年後見人等の育成(6)研究会・ 講演会 (7) 出版及び物品販売事業

· それぞれの子で発達内容が違う。· (8) 保険業 (9) 関連組織の育成援 助(10)諸団体との提携・協力(11) 国際交流(12)その他(※黒丸の 項目は動画や写真記録を中心に説明 しました.)

> 講演後質問された、お母さん方や 先生方からの発達障害児の将来あっ てほしい姿を実現するには、インク ルーシブ教育がとても大切であると 感じました。本来のインクルーシブ 教育は、地域すべての子どもが同じ 教室で学習することですが、日本だ け分離教育も多様な学びの場として 必要という独特の解釈をして、世界 の潮流からは反対方向に進んでいま す。通常学級と特別支援学校に分か れて教育をうける体制そもそもが、 国連の障害者の権利条約にあるイン クルーシブ教育ではないことは明ら かなのです。ただ、今の学校制度に 何の見直しもせず、現行の通常学級 に発達障害児童生徒を通わすことは できません。人材を整え、施設を整 備し、お金をかけて、インクルーシ ブ教育の環境を整えなくてはならな いのです。以前、日本自閉症協会の 集まりで、文科省の担当役人に、日 本はトータルインクルーシブ(イタ リア方式のような)をなぜ目指さな いかを質問したことがあります。つ まるところは金の問題でした。しか し、現行の特別支援学校体制の見直 し(廃止)などの根本的な改革に

よって、真のインクルーシブ教育は可能ではないかと私は思います。以上のことについて分かりやすく説明されている「何か変だよ、日本のインクルーシブ教育」という、榊原洋一氏(CRN所長・お茶の水女子大副学長)のブログを奈良県自閉症協会のホームページ「きずな」http://www.eonet.ne.jp/~asn/からリンクしていますので、みなさま是非一度ご覧ください。(河村))



加藤厚生労働大臣会見

(国等の障害者雇用水増しに関する 質疑の部分)

大臣:本日、「公務部門における障 害者雇用に関する関係閣僚会議」が 開催されました。その様子について、 私の方から申し上げたいと思いま す。同会議においては、私の方から、 国の全ての行政機関における障害者 雇用の状況に関する再点検の結果に ついてご報告いたしました。具体的 には、障害者雇用義務制度の対象と なる雇用する障害者の範囲に誤りが あり、再点検の結果、雇用する障害 者数は6,867.5人から3,460.0人減 少して 3,407.5 人と、また、実雇用 率においては 2.49%から 1.19%と なっており、不足数は2.0人から 3,396.0人となり、26の機関が法定 雇用率を満たしていないことをご報

告いたしました。

障害者雇用促進法の下、まず事業主として社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用の確保や安定を図る責務を有しているとともに、民間の事業主に対し率先して障害者を雇用すべき立場にありながら、こうした事態となったことは誠に遺憾であります。また、障害者雇用施策を推進する立場としても、深くお詫び申し上げます。

今般の事態を重く受け止め、閣僚会議の下に、厚生労働大臣を議長とする「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」を設置し、今般の事態の検証とチェック機能の強化、法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組、国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大、公務員の任用面での対応等について政府一体となって検討することとします。また、地方公共団体に対

しても、総務大臣の御協力をいただきながら、国の機関と同様に再点検をお願いしたいと考えております。このため、本日午後に「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」を開催し、政府一体となった取組について、先ほど4項目を申し上げましたが、それについて鋭意検討を進めていきたいと考えております。

特に、今般の事態の検証については、 連絡会議の下に弁護士など第三者も 参画した検証チームを設置し、検証 を図っていきたいと考えておりま す。関係府省連絡会議での検討を踏 まえ、10月中を目途に、本閣僚会 議においてとりまとめを行いたいと 考えております。

今般の事態を踏まえ、国の行政機関 における障害者雇用に対する認識を 改めて徹底し、障害のある方が希望 や能力に応じて活躍できる社会の実 現に向けて、各大臣とともに最大限協力し、尽力していきたいと考えております。

なお、厚生労働省自身の再点検結果でありますが、雇用する障害者数については、1,442.0人から1,438.5人へと、3.5人の減少となりました。障害者雇用率については、2.76%のままで、変動はありませんでした。障害者雇用施策を担う厚生労働省においるれたこと、これは真摯に反省を行うより、今後、正確な報告を行うより、省内にしっかりと徹底しておりたいと考えております。私の方からは以上でありますが、100円にあります。

質疑

大幅に下回った結果についての受け 止めと、原因について大臣は今の段 階でどのようにお考えでしょうか。 また報道では長年に渡って各省庁で 誤った運用が進んできたという指摘 もありますが、これまでの厚労省の チェック体制について対策は十分 だったとお考えでしょうか。

大臣:まず、認識でありますけれど も、先ほど申し上げた障害者雇用促 進法第5条に事業主責務ということ が書かれていますが、そこにおい て、国も当然事業主であたります、 社会連帯の理念に基づき障害者のる 日の立場で安明示されています。 こうした施策を推進しているまた、 こうした施策を推進しているまた、 こうした施策を推進しているまた、 国の立場でありますから、そうした国 の立場でありますから、そうした国 において、とはは誠に 遺憾であり、深くお詫びを申し上げ るとともに、国の行政機関が一体と なって、こうしたことがなぜ起きた のかを検証し、こうした事態を二度 と起こさないよう再発防止を徹底し ていきます。

そして法定雇用率を大きく下回っていますから、その達成に向けて計画的な取組を速やかに進めて、障害者雇用をしっかりと進めていかなければならないと考えております。

原因に関しましては、先ほど申し上げた第三者の弁護士も入った検証に委ねるべきものと考えておりますが、私どもが承知をしている範囲で申し上げれば、本来障害者雇用については、例えば身体の障害がある方については、基本的には障害者手帳を持っている方、ただ、原則としても、しかし原則でない場合、においても、専門医ないし産業医の診断

書が必要であるといった、それぞれ その確認あるいは範囲について決め られているわけでありまして、そう いった意味での徹底が不十分であっ たと認識しているところでありま す。

記者:障害者雇用の件で2点お伺い します。1点目は故意に水増しが あったかどうか、不正という認識が あったかどうかということと、もう 一点は、民間企業であれば法定雇用 率を満たさない場合、一人につき 5万円程度支払う義務があるわけで すが、国としてはこの決着をどうつ けるかということについて教えてく ださい。

大臣:まず故意かどうかということ ですが、今般の再点検はお手元の資 料にもございますけれども、財務省 から発端をしてこうした障害者の範

それから納付金のことがございました。納付金につきましては、民間企業が納付金制度の対象になるということで現行法においては国、地方公共団体あるいは独立行政法人等はその対象にはなっていないという仕組みになっております。したがって民

間企業においては納付金等の対象になっているということで、JEEDに基づく調査がなされているということでありますが、国や地方公共団体においてはそうした調査もなされていなかったということですので、そこは先ほど申し上げたチェック機能の強化をどう図っていくのかということを含めて中でしっかりと議論させていただきたいと思います。

また本閣僚会議でのとりまとめを 10月中にと申し上げましたが、これについても労働政策審議会の障害 者雇用分科会に報告をして、必要な 議論いただきたいと考えております。

記者:2点お伺いします。今回厚労 省でも減少があったということです が、具体的にどういった事例があっ たという報告があったのかというこ とと、地方公共団体の再点検の件で

すけれども、スケジュールとしてい つ頃までと考えておりますでしょう か。

大臣:まず厚労省の関係ですけれども、精神障害者手帳の有効期限切れなど、手帳の原本または写しによる確認ができなかったケース等で、先ほど申し上げた3.5人のマイナスになっているところでございます。それから地方公共団体の関係であ

りますが、地方公共団体からも平成 29 年 6 月 1 日現在の任免状況の 通報はいただいているという仕組み になっております。関係閣僚会議で 官房長官からもご報告がありました が、総務省と相談しながら速やかに 再点検を実施すべく対応していきた いと思っております。

再点検の結果については、関係閣僚 会議において公務部門における障害 者の活躍の場の拡大に向けた取組に ついての取りまとめを行う 10 月中 に集約できるよう速やかに作業を進 めていきたいと考えておりますが、 具体的なことについてはよく総務省 等と相談していきたいと思います。

記者:障害者雇用の関係になります。 先ほど2点目の質問があったのです が、民間企業の方が自分たちはダメ だという場合は納付金を納めなけれ ばいけないのに国は何もないという 感情的な部分も含めて批判があるか と思いますが、今後検証していくと いうことですけれども、どういった 形でこの責任というのを国が、もち ろんきちんと障害者を雇用していく というのは当たり前ですけれども、 それだけで良いということではない ですし、その辺を示していくのか、 社会の公平性等を考えたときにその 辺をどのように大臣として考えてお りますでしょうか。

大臣:今回の一連の事態の中で民間 の方々から自分たちはこうしてしっ かりと対応しているのにも関わら ず、国においてどうしてこういう対 応なのかという大変強いご批判をい ただいていることは十分承知をして おります。その中でまず私どもとし ては、なぜこうしたことが生じたの かということについて、しっかりと 検証していく必要があると考えてお りますし、これについては先ほどか ら申し上げておりますように、第三 者の方にも入っていただいて、今、 私どもが検証したのは平成29年6 月の報告についてでありますが、こ の制度自体はもうかなり前からある 制度であります。そうした中でどう いう取扱いがあったのか等、しっか りと検証していく、そうした中でど こに問題があったのかということが 見えてくると思いますし、それに

よって責任ということもそういった 中でしっかり考えていく必要がある と思います。

記者:障害者雇用の話に戻らせていただきたいのですが、今回算定するのが不適切とされた 3,460 人については、障害者には当たらない人たちという認識なのですが、大臣が先ほ産用率がきるようにという時に、そうするというは、できる人たちがいるという認識なのか、そこはどうお考えでしょうか。

大臣:障害者の定義というのは色々 法律によって異なりますが、今回の

障害者雇用率においては、基本的に は身体であれば原則として障害者手 帳を持っていると、あるいは知的で あれば、療育手帳を持っている、精 神であれば同じようなということ が、対象となるかならないかという ことになるわけでありますから、そ ういった観点で、今回各機関におい て再点検をした結果として、今お話 があった3,460人の方については、 そうした範囲ではなかったという報 告であります。従って、これからは まさに対象となる方を雇用していく ということになるわけでありますの で、そういった意味において、まず それぞれの政府機関において今年中 に法定雇用率を達成していただくよ うに努力をしていただく。そして、 それがなかなか難しいと言うことで あれば、これは法律の仕組みにおい てそうなっているのですが、計画を 策定していただいて、来年中に達成

すべく計画を出していただいてそれ に則って取組をしていただくという ことになります。

記者:そうしますと、言い方を変えますとこの人たちを算定していたことによって、3460人の本来であれば雇用されるはずだった障害者の方々の雇用の場が奪われたという理解でよろしいでしょうか。

大臣:基本的に言えば、国として障害者雇用義務制度の中においての義務として、法定雇用率という言い方からすると 3,396 人について、不足をしていたということであります。

記者:今の件に関連して、改めて法 定雇用率達成にむけた時期について は、各省庁すべて今年度中に達成し てもらうという理解でよろしいで しょうか。あとその達成に向けて、

現時点で雇用されているけれども今回の調査によって法律上障害者雇用にカウントされなかった方々の雇用については、どのようにお考えでしょうか。

大臣:対応については、先ほど申し 上げましたように、まず今年中に法 定雇用率に満たない人数について雇 用すべく努力をしていただくという ことであります。それも難しいとい う状況であれば、これも先ほど申し 上げましたが、この障害者雇用義務 制度においては、その場合、これは 国であろうと民間の事業主の方であ ろうと次の一年かけてそれを達成す べく計画を作っていただきその計画 に則って取り組んでいただくという ことでありますから、国においても 同様な対応をしていく必要がありま す。それに向けて厚労省としてもで きる限りの協力はしていきたいと考

えております。

記者:その達成に向けて、今まで雇用されていて、今回の調査で法律上はカウントできないと言われた方が3,000人余りいらっしゃると思うのですが、その方たちの雇用はそのまま続けて、そこにさらに加算するということでしょうか。

大臣:その方々がどういった形の雇用形態になっているのか、当然正規という形であれば、それは当然引き続きということになると思いますし、有期ということであれば、その契約に対応して行っていくということで、そうでなかったからといって雇用関係を断ち切るということは望ましくないということであります。

記者:今の質問の関連ですが、今年 度中の達成を目指すということにな るので、民間との雇用の奪い合いに なるという懸念もあると思うのです が、その点の考え方を伺がえますで しょうか。

大臣:奪い合いになるというよりも、 障害者雇用を促進していくということでありますから、国においても雇用の拡大をしたでであります。ただくといっていただっていただったが、なり障害のあたったが、といりであるだける、そういまずしていただける、そういまではないます。と思います。

記者:先ほどのお話で、このことに よって新たに今雇えている人の雇用 を断ち切るのはよくないとおっしゃ

おりますが、あくまでも能力検定の 判定において採用がなされていると いうのが基本であります。ただ、別 途、係長以上、あるいは係長までい かない場合についても、個別認定が あれば、そうした対応を実施できる というものがございます。これにつ いて、近年障害者雇用にそうした選 考採用が実施されたことはないと承 知をしております。

非常勤の職員の場合については、面接、経歴認定、その他適宜の方法による能力の実証等を行えば採用が可能ということでありますから、障害者雇用の促進のために障害者に限定しております。いずれにして承知をしております。いずれにしても、今回の閣僚会議といるによく議論していきたいと思っております。

るのですが、3,000 人以上の雇用が必要だということで、全体の公務員の数を増やすという対応もありえるのでしょうか。

大臣:定員という意味においては、 公務員の場合、正規・非正規という 言い方が当たるかわかりませんが、 正規の採用をされている者について は定員があります。他方で、有期に 関してはそうしたものがございませ ん。そこは、この関係閣僚会議においても、そうした予算上の措置あるいは定員上の対応が必要になる場合については、関係大臣においても 協力いただくようにということを申 し上げたところでございます。

記者:障害者雇用について二点ありますが、一点は、地方自治体では障害者枠というものを設けて障害者の採用をしているところも多くあると

それから、障害の身体・知的・精神、 私自身、国全体がどういう割合で、 民間がどういう割合かというのを比較った数字を見たことがないのきませんができませんができませんがであることができませんがの雇用率を引き上げなりそれも含めた形で、引きますからとりますがあると考えながらと進めていくのからします。

記者:最初の方に出てきたものと少しかぶってしまうかもしれないのですが、今回再点検の結果で不足していた部分について、制度の理解不足であったケースと法定雇用率を達成するために明らかに対象とはなりえ

大臣:まず、一つは、国において正規については、基本的には試験を受ける採用という形をとっているわけであります。従って、例えば、目が不自由であるという、そういったところを補完する形で試験に臨むという支援措置がとられているということは承知をして

ない方を障害者雇用として認識しカウントしていたケースでは、質的に大きく異なると思うのですが、後者、故意的に数字を上増しするために採用していたケースというのはあったのでしょうか。

ので、いずれにしてもそういうこと を含めて先ほど申し上げた第三者に よる検証をしっかり進めていきたい と思います。

記者:今のところとも関わるのです が、今回この対象外になった方たち は、本人から障害がありますという ことで名乗りを挙げて自己申告した 方々なのか、それとも役所の人事課 の方で勝手に入れてしまったのか、 そこはどうなのでしょうか。

大臣: そこまで検証しておりませ ん。先ほど申し上げたように範囲は ここだという基準に従って、対象に なるのかならないのかということな ので、ご指摘のように、その障害の 程度からして当然障害者手帳を例え ば身体の障害者手帳を取得できうる という方が取得をしていないといっ た場合があるのか、ないのかという

ことについては私どもの方ではわか りません。

記者:先ほど国の省庁には難しい試 : 験もあるという中で、そもそも障害 者の方たちも教育の面であるとかそ : ういったところでの底上げというも のも必要になってくると思うのです が、この辺というのは雇用のことに ついて関連づけて見直していくとい うことはあるのでしょうか。

大臣:底上げとおっしゃっている趣: 旨は、学校教育ということでしょう

記者:つまり、学校教育における高: 等教育を障害者が受ける割合という のが一般に比べてかなり低いという 結果が出ていますがそういったこと を含めてお考えをお願いします。

大臣:今回は、まず障害者雇用を我々 国においてどう進めていくのか、こ うした事態を踏まえてどう進めてい くのかということが重点になってい くのですが、これから総体として障 害者雇用を進めていくにあたって は、その雇用される障害のある方々 が働くための力をどうつけていただ くのかというのは大変大きなポイン トだと思いますので、当然そういっ たことも障害者雇用を進めていくと いう意味においては議論すべき対象 だと思います。

記者:障害者雇用の問題についてお 尋ねします。地方自治体等の全国調 査ですが、今日にも調査を始めると いう報道もありますが、時期につい て教えていただきたいのと、具体的 に都道府県に文書を出して取得する といった具体的な動きがあるのかと いうことを教えてください。

大臣:地方自治体における平成29 年 6 月 1 日現在の任免状況の通報内 容について、先般の関係閣僚会議で 官房長官よりご指示をいただき、総 務省と相談をいたしました。それを 踏まえて、本日に再点検の依頼を発: 出することとしております。9月末 せんので、報告いただいたものをさ までに再点検の内容について報告を いただくということにしておりま! す。

記者:対象となる機関というのはど ういったところが対象となるので しょうか。

大臣:都道府県、市町村、それから 都道府県の教育委員会、市町村の教 育委員会といったところが対象とな ります。

記者:9月末までに再点検をして、

しょうか。10月中に取りまとめる という前回の回答がありましたけれ ども。

大臣:報告いただいたからすぐにそ! のまま出せるというわけではありま らに精査し取りまとめるという流れ になります。

記者:公表は 10 月中になるのでしょ: うか。

大臣:そうですね、当然9月の報告: を受けてできるだけ早く公表してい きたいと思います。

題について、いくつかの障害者団体 が要望や声明を出しています。この 中の代表的な要望項目について、大

その頃に公表という形になるので : 臣の現時点でのご所見を伺いたいと 思います。不正に参入していた約 3.500人分の雇用について、原則今 年中に雇用するという方針について 非現実的であり、撤回するべきだと いうふうな要望がありますが、これ についてどう思われるのかというこ اج

> 二点目は、問題を検証する会議に当 事者の方を入れてほしいという要望 がありますが、これについての考え。 最後に、前回の会見でも出ましたが、 国家公務員の採用において、障害者 枠を設けるということについての現 時点でのお考えについてお願いしま す。

大臣:まずは、一点目の撤回という 記者:同じく障害者雇用の水増し問: のはよくわからないのですが、そも そもそういう制度になっていますの で、その制度に則って対応するのは 当たり前だと思います。したがっ

て、ご説明申し上げたように、まず 今年中にやれることはしっかりやっ て、法定雇用率の達成を目指してい ただく。それが達成できない場合に は来年における計画を出していただ いてそれに則ってしっかり対応して いただく。これはもう決まっている ことですから、決まっていることを やるのは当然なのだろうと思いま す。ただ、形だけやるということに 対するご懸念があることは我々も十 分承知をしております。形だけでは なく実際の雇用者の方々が公務の現 場において十二分に活躍していただ ける、そういう環境をどう作ってい くのか、そういったことには腐心を していくのは当然のことだと思いま すし、厚労省としても、私ども厚労 省の中はもとより他省庁においても そうした取組ができるように努力を していきたいと思います。また、事 務の関係の会議においてもそういっ

たことも含めてしっかり議論をさせ ていただきたいと思います。

それから、二点目は検証する場所と 議論する場所と二つあります。検証 はあくまで行政の中でしっかりと やっていたかということであります から、これは弁護士の方を中心に検 証チームを立ち上げて、どこに問題 があったのかということ等をしっか り検証していただきたいと思いま す。その検証を踏まえて、関係省庁 連絡会議において議論をするわけで ありますから、その場においては、 しっかりと障害者の関係の方々から の意見も聞かせていただきたいと思 います。また、そこから出たアウト プットについては、労働政策審議会 障害者雇用分科会、ここには4者構 成、普通は3者構成ですが、障害者 の方も入っていただいています。そ こに報告をして、さらに必要な議論 をしていただきたいと考えていると

ころです。それから、国家公務員の 採用の関係でありますが、先般の閣 僚会議においても、必要な定員や財 源面の手当てについて責任をもって 対応したいと関係大臣からもご発言 がありました。そうしたことも踏ま えながら、公務員の任用面の対応に ついては、内閣人事局、人事院等の 関係省庁とも連絡をしながら関係府 省連絡会議、こうした場において しっかり検討して答えを出していき たいと考えております。

記者:障害者雇用に戻って確認なの ですが、先ほどの全国調査ですが、 独立行政法人は今日の段階では入っ ていないのか、今後やる予定はある のかというのが一点と、第三者の検 証チームですが、開始の時期やメン バーについて進展がありましたら教 えてください。

大臣:まず独法は二種類あります。 国の独法と地方の独法があります。 国の独法については、旧労働者健康: 福祉機構の事案があって、それ以降 ハローワークが五か年計画でチェッ クをしており、今年が4年目という ことになっていると承知をしており ます。ただ、こうした事案があった ものですから、ここはこの間の状況 もよく精査して必要であれば独法に ついても調査をしていく必要性があ ると認識をしておりまして、まだそ れについては発出をしておりませ: ん。

それから地方の独法についても、こ れも当然考えていくべきものだと思う いますが、まず主体である県、市町 村等についての調査から始めたく 思っております。

それから検証チームのお話だったと 思いますが、現在、中で議論を進め させていただいてるところでありま

して、これは前に申し上げましたが、がありますので、それを含めて都 弁護士の方などを具体的に想定し て、具体的な構成についてのコンセ ンサスと、そして具体的な依頼、こ の作業に入っていきたいと思ってお りますのでこれができ次第できるだ け早く立ち上げて検証に入っていき たいと考えております。

記者: 9月の初旬には立ち上げられ: ルの雇用者数が 49,689 人というこ るということでしょうか。

大臣: それぐらいのスピード感を もってやりたいと思います。

記者:全国調査の関係なのですが、 対象となる機関の数や職員数、具体 的な数字があればお伺いできますで しょうか。

大臣:全国調査の対象になるのは、: ります。 例えば都道府県そのものと企業局等

道府県が156で、教育委員会が47、 それから地方公共団体、市町村も同 じことがありますので 2,319 と教育 委員会が75です。したがって全部 足すと 2,597 ということになりま す。そして、これは既に報告いただ いている再点検する前の数字であり ますが、それに基づきますとトータ とで、約5万人ということでありま

記者: その 49,689 人、約5万とい うのは雇用されている障害者の方の 数ということでしょうか。

大臣:そうです。そのような報告が 来ていたということで、今回それに 関して再点検をするということであ

朝日新聞 180928(金) 17:47 配信 「数字合わせやめるべき」

中央省庁による障害者雇用数の 水増し問題で、野党各党の合同ヒア・間からの人材の引き抜き リングが28日開かれた。法定雇用: 率の達成へ障害者の雇用を急ぐ姿勢 : に批判される」と指摘した。 を見せている政府に対し、障害者団 体側から「数字合わせはやめるべき だ」との批判が相次いだ。

政府は33行政機関で3千人超分 の水増しが発覚し、昨年6月1日時 点の平均雇用率が1・19%に半減 したことを受け、来年中までに現在 の法定雇用率2・5%の達成を目指 すと表明。障害者を優先的に採用す る常勤の「障害者枠」の新設などの : 検討を進めている。

日本障害者協議会の藤井克徳代表 はヒアリングで、「1年間で数字を 作ろうというのは乱暴だ」とし、受 け入れ準備に時間をかける必要性を

訴えた。従業員の約3分の2が障害 者という会社で取締役を務める上田 雇用水増しで障害者団体批判 庸司氏は、民間企業も法定雇用率の 達成に苦労する状況を踏まえ、「民

のようなことが起これば水増し以上:



野党議員が中央省庁や障害者団体な : ます。しかし、政府は社会保障制度 どから意見を聞いた=28日、国会

憲法25条を守り、活かそ う! 10.25 中央行動

日時:2018年10月25日(木)

正午~15時半

場所:日比谷野外音楽堂(東京都千

代田区 日比谷公園内)

誰もがいきいきと希望をもち安心し て生きられる社会はみんなの願い。 戦争の反省とともに、その願いが託 されて日本国憲法が生まれました。 第25条は、健康で文化的な最低限 度の生活を営む権利と国がそれを保 障する義務があることを明記してい 改革推進法などで25条を空洞化さ せ、生存権を保障する国の責任を放 棄し、社会保障の抑制を進めていま す。自己責任と営利化が基本の社会 保障解体では国民のいのち・くらし

は守れません。

人間らしく生きられる社会保障・社 : ・障害者 65 歳問題の解消を! 会福祉は国の責任です。全国各地で・精神障害者の権利保障を! 様々な行動を展開し、憲法 25 条を : ・障害年金訴訟について 守り、活かす世論を創りだしましょ:・社会福祉事業の現場から う。高齢者・子ども・障害者・生活:・やりがい、喜びのある介護に 困窮者などの分野や立場を超えて団 :・地域医療を守ろう!都立病院の独 : inotori25@gmail.com 体・個人が手をつなぎ、大きなうね 法化に反対 りを創りだしましょう。

-主なスケジュールー

12:00 開場-文化行事

13:00 中央集会開会

基調報告・連帯あいさつ

「聞いてください!私たちの声を」

- 生活保護基準引き下げの生活実態 : (2)
- 年金削減は違憲 世代を超える団 員) 結を
- 75歳以上の医療費負担2割化は死15:30 閉会 活問題
- 人材不足

- 待機児童の解消を

15:10 厚労省包囲行動

- ・生命の危機を感じて 夏季加算の 創設を!
- ・障害年金訴訟について ※同時間帯でグループ別に以下の行 動を並行して取り組みます。
- (1) 記者会見
 - 国会議員要請(厚生労働委
 - (3) 厚生労働大臣・副大臣要請
- ・地方における保育労働者の深刻な : ◆主催「憲法 25 条を守り、活かそう」 共同実行委員会

◆集会事務局(主な問い合せ先): きょうされん Tel 03-5385-2223

障害者の生活と権利を守る全国連 絡協議会Tel 03-3207-5937 fax 03-3207-5938

いのちのとりで裁判全国アクション



2018年9月20日の「NHKクローズアップ現代+」で放送された「息子を檻(おり)に監禁 父の独白」の内容は自閉症の関係者にとって他人事ではない現実味を帯びたものでした。うたい文句ではなく実際、行政をはじめ支援機関がどうあるべきかを深く考えさせる内容でした。番組をご覧になれなかった方のために放送の概要を載せておきます。(河村)

○重度知的障害の長男 オリ監禁 25 年・・・父親の悲痛「他の家族の生活 を犠牲にできなかった」

重度の知的障害のある長男(42)を25年以上も檻に監禁してきた父親(73)が、監禁の罪で執行猶予つきの有罪判決を受けた。兵庫県三田市の事件。保護された長男は片目を失明、もう一方の目もほとんど見えない状態だった。その父親がNHKの取材に応じた。

委員長の谷口泰司さんは「ほとんどの自治体が同じでしょう。どこにでもあるということを忘れないでほしいですが、家族を支援する視点が欠けているんです」と語った。裁判の判決も、父親の行為を「到底許されない」とする一方で、行政に「支援体制が十分でなかったことも要因だ」と指摘していた。

○家族任せの障害者支援

愛知県豊田市の将裕さん(32)は自動車関連会社に勤め、知的障害と自閉症で会話がほとんどできない弟(27)と2人暮らしだ。弟は部屋の隅でうずくまったまま動かない。将裕さんは「施設に預けて、自分の人生を取り戻したい。幸せとか、考えたこともない」とつぶやく。 母が家を出て、父は6年前に病死し、兄弟2人だけが残された。弟はその頃から暴れたり、外で問題を起こして警察に保護されたりの繰り返しと

監禁していたのは、自宅の庭にある4畳半ほどのプレハブ小屋だった。檻はもうなかったが、高さは1メートルほどで、立ち上がることもできない。ペット用のトイレシートを敷いて、外に出すのは2日に1回だったという。父親は言う。「他に方法がなかったんやろか。ずっと考えてます。いまだに答えはないです」市役所に相談してもケンもホロロ

建設会社で働く父親は 29 歳で結婚し、4 人の子を育てた。長男は 2歳の時に、成長しても会話ができないほどの知的障害だとわかった。休日のたびに家族で旅行をするなどしていたが、異変が起こったのは長男が 13歳の時だった。母親や弟たちの腕に噛み付くようになったのだ。

安心して仕事に行けない。一時的 に預かる施設を探したが、空きがな かった。ガラスを割る、大声を出 す、暴れるなど暴力はエスカレート

なった。2年前、豊田市に相談したが、「調査に行く」といったまま連絡はなかった。ところが、NHKが取材をした途端、担当者から電話が入った。

市に出向くと、担当者は将裕さんに謝罪したが、弟に関しては「地域で問題なく暮らしている」「施設入所も望んでいない」と、とくに何をしてくれるでもなかった。

その後、将裕さんは睡眠不足などからうつ病と診断され入院した。すると、市は弟を施設に入所させた。 共倒れの事態となって初めて動いたのだった。国は2012年に成立した障害者総合支援法で、障害者支援を、従来の施設への収容から地域社会で支える方向へ舵を切った。3本柱は「ショートステイ」「デイサービス」「訪問介護」だ。しかし、専門的人材不足でサービスが行き届いているとはいい難い。

し、どう防ぐかを考えた。結論が座 敷牢だった。大工に檻を作ってもら い、父親が不在の時は閉じ込めて鍵 をかけた。「いいこととは思わない が、他の5人の生活を犠牲にするん ですか?」

当時、三田市役所に相談した記録 が残っていた。「不在の時、外から 鍵をかけている」と報告したが、市 は自治体が関わる問題とは受け止め なかった。事件を調査した第三者委 員会は20日(2018年9月)、森哲男・ 三田市長に結果を報告した。「組織 として管理体制が機能していなかっ た」「職員間の情報共有を欠き」「積 極的に対応していない」と厳しい。 当時の職員は、調査に「申し訳ない が記憶にない。部屋に鍵をかける人 はたくさんいた」といい、市の幹部 も「なんとかしないとという認識が なかった。今もスタンスは変わらな い」と答えていた。

精神科医で立教大教授の香山リカさんは「福祉、教育、医療、警察という縦割りをなくして、総合的に考えないといけない。人材の育成、NPOとの連携なども含む、包括的な仕組みが必要です」という。「本人と、支える人たちを支えるケア。みんなの問題で、他人事ではないという視点が何より大事になります」

三田市の監禁されていた長男は、施設で 24 時間ケアを受けるようになった。父親が逮捕、有罪判決を受けたからだ。豊田市の兄弟も、兄が倒れて初めて行政が動いた。障害者を抱える 7000 家族への調査(昨年)では、「警察、病院、行政をたらい回し」というのがあった。どれも、あるべき姿とは程遠い。 *NHKクローズアップ現代 + (2018 年 9 月 20 日放送「『息子を檻(おり)に監禁" 父の独白」)

■ 男を檻に 25 年監禁し逮捕: **上へ**された親の事件」に関し て、下記の意見書の要望内容に応じ、記のとおり意見を申し添えます。 三田市ではホームページに「三田市 て公開されています。

〇三田市障害者虐待に関わる対応検 証報告(pdf ファイル 13 ページ) 〇検証報告書 (pdf ファイル 51 ペー ジ)

報告内容は全ての都道府県市町村に も当てはまる重要な提言が含まれて : います。障害児者関係者および行政: 関係各位はぜひご覧ください。

(河村):

三田市長さま

検証報告書を提出するにあたり、下

記

- 庫県、厚生労働省及び法務省に報告:す。 されることを望みます。
- 2. 本報告書及び検証委員会の審議 経過(議事録)について、速やかに(概 平成30(2018)年9月20日 ね一月以内)に公開され、誰もが閲 覧可能になることを望みます。
- 3. 本報告害の提言について、庁内 で検討の上、それぞれ実施の可否を 判断し、可能なものから順次取り組 まれることを望みます。
- 4. 虐待防止にかかる取り組み及び 虐待発生時の対応については、市が 一義的な責任を果たすべく、積極的 に行動されることを望みます。
- 5. A さんについて、一日でも早い 社会生活への復帰と、Aさんが望む 暮らしの実現に向け、あらゆる方策

を講じられることを望みます。

6. 障害のある方の暮らしはもとよ り、ともすれば孤立しがちな家族に ついても、より具体的な支援につい 障害者虐待に関わる対応報告」とし :: 1. 本報告書について、速やかに兵 :: て検討を進められることを望みま

以上

三田市障害者虐待に係る対応検証 委員会委員一同



声明

国や自治体による障害者雇用率への 不適切な算入は障害者への期待を裏 切るものであり、徹底した真相解明 と就労対策の見直しを求めます

一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会代表理事 森 幸子 :

障害者の法定雇用率制度は、 1976年(昭和51年)の改正身: 体障害者雇用促進法で初めて義務化 されました。当時の法定雇用率は: 1.5%、納付金制度創設、重度身 体障害者ダブルカウント方式採用で : 始まりました。その後、知的障害者 が対象となり、この4月より、精神: 障害者も加わるようになりました。 障害者の自立にとって、就労は大変 な関心事であり、自立を助ける大き

な要因となります。難病患者にとっ : ても全く同じであり、精神障害者の∶ 次は難病患者が障害者雇用率の対象 となり、難病患者の就労が飛躍的に 進むものと期待していたところで す。

しかしながら、この度の中央省庁や 自治体等における障害者雇用率への 不適切な算入は、その期待を裏切 るものであり、憤りを禁じえませ ん。また厚労大臣は会見で「点検の 結果、雇用する障害者数は 6.867.5 人から 3,460.0 人減少して 3,407.5 人、実雇用率においては 2.49%か ら1.19%となっており、不足数は 2.0人から3,396.0人となり、26の 機関が法定雇用率を満たしていな: い」と説明されています。これでは 障害者数、雇用率とも半分以下とい : 進を求めるものです。 うことになります。

法を遵守しなければならない国によ り行われていたこと、しかも 40 年

以上にわたり虚偽の報告が行われて いたことに対し、不信の念は募るば かりです。また、企業に対しては罰 金も含め、厳しく対処していた主管 省である厚生労働省の責任も重大で す。

長期にわたり組織ぐるみで行われて いたと思われる、今回の障害者雇用 率への不適切な算入に対し、大臣は 今後の調査について、「『公務部門に おける障害者雇用に関する関係府省 連絡会議』に設置される弁護士の方 などを含めた第三者による検証チー ムの検証に委ねる」と説明されてい ます。私たちはその言葉通り、徹底 検証を求めるとともに、難病患者も 含めた障害者雇用の在り方を再検討 し、雇用率を増やしていく施策の前

2018年9月26日

安室さん公演 「療育手帳」身分証とし て提示、入場拒否

毎日新聞が報道

安室奈美恵さんの最終コンサート ツアーで、知的障がい者に発行される「療育手帳」を身分証として提示 した人が入場を断られていたと、9 月20日の毎日新聞や夕刊フジが報 じ、波紋が広がっています。

最初に報じたのは、2018年9 月19日の毎日新聞電子版(本紙は 20日付東京本社版朝刊総合面)。 「安室奈美恵さんら著名アーティストのコンサートツアーで電子チケット業務を管理しているボードウォーク(東京都千代田区)は、コンサート会場での本人確認の際、知的障がい者に発行される「療育手帳」を身分証として提示したのに入場を断られた観客に対し、チケット代を返金

する方針を公表した」と報じました。 9月20日の夕刊フジ(産経新聞 社発行)は、療育手帳を身分証とし て認めなかったことについて同社は 「複数の呼称や様式があり、大規模 コンサートにおける本人確認作業に なじまないとの判断だった」と釈明 している、と伝えています。

別の場所に連れて行かれ…ダウン症 の女性入場拒否

さらに9月26日電子版の毎日新聞は、「ダウン症の妹『来年は入れるよね?』 母は絶句」の小見出しをつけて、母親と3人姉妹で福岡のコンサート会場を訪れた宮崎市のダウン症の女性・愛子さん(34)の家族を取材。

開演 2 時間前に入場ゲートに着き、係員に身分証を見せたところ、療育手帳を見せたダウン症の愛子さんだけ別の場所に連れて行かれてしまった。(中略)係員は「入場でき

ない」の一点張り。やむなく愛子さんの入場を諦め、母親が付き添って会場の外に残り、姉と一番下の妹だけで入場した。と同紙は伝えています。

ボードウォーク社は昨冬のチケット販売開始当初、障害者手帳も身分証として有効と公式サイトで説明。その後、今年3月上旬になって身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳の2種類に限る旨の注意書きを加えていたが、愛子さんが入場拒否されたのは、この注意書きが公表される前だった、とも報じています。

同じような訴えは他にもあり、「あまりぐずぐずしていると警察を呼びます」と、2月の名古屋のコンサートで、知的障がいがある愛知県田原市在住の女性が療育手帳を出して認められず、押し問答になった末、係員にそう言われた、という事例も同紙は掲載しています。

同紙電子版は、国会議員が厚生労働省に対応をただすなど問題は広がりを見せている、と詳細を報じています。

この記事の一部は、本紙では9月 28日朝刊総合面「アクセス」欄に 掲載されています。

「8月から指定身分証として取り扱うようにした」

9月27日の毎日新聞電子版は続報として、ボードウォーク社は9月27日に毎日新聞に対してメールで「療育手帳が公的な証明書であることを当社として確認できましたので、8月から指定身分証として取り扱うようにしました」、「今後とも改善を重ねてまいります」などと回答。これまで何件くらい返金の求めがあったのかなど詳細については答えなかった。と同紙は伝えています。

ボードウォーク社は、サイト(https://boardwalk-inc.jp) に 8

月26日付で、「お詫びと今後の取扱いの変更について」を掲載。

「不快な思いをされた方に対して深くおわびします」としたうえで、「療育手帳は身分証として相当程度認められていることや、障害者の皆様の不利益を少しでも少なくして快適な生活を営んでいただくことの重要性を踏まえ」、療育手帳を本人確認のリストに加えたとし、入場拒否された人の返金手続きについて記載しています。

「返金受付は9月30日まで」 8月26日にサイトで公表

毎日新聞は、ボードウォーク社は 9月30日まで、公式サイトで療育 手帳で入場を断られた客を対象に返 金の申し込みを受け付けているが、 そのことを公表したのは8月26日 だった、とも伝えています。 ASD (自閉スペクトラム症) についてはよく知られるようになって来たように思われますが、全国的にみれば、診断できる専門的知識を持つ医師がまだまだ不足しているのが現状です。以下の記事からもその様子が分かります。

(河村)

見過ごされる大人の発達障害 難しい診断 「子どもの障害」 先入観も統合失調症などと誤認、進 まぬ治療

対人関係を築いたり、集中力をコントロールしたりするのが苦手な発達障害。幼少期での早期診断の大切さが叫ばれる一方で、大人になってから診断される人も少なくない。なぜ見過ごされているのか。背景には、いまだ「子どもの障害」との先入観が根強いことや、成人を診る精神科医に発達障害を専門とする医師が少ないことなどがある。

「もっと早く発達障害と分かって:居づらくなって辞めた。 いたら人生変わっていた。17年間: を返してほしい」。九州北部の男性 (34) は高校時代、地元の精神科: 九大でASDと診断された。退院し: で統合失調症と診断されて治療を続 けてきたが、昨年入院した九州大病 院(福岡市)で発達障害の一つ、自 閉症スペクトラム障害(ASD)とディケアに通っている。 診断された。

常に誰かに監視されているような 妄想を抱くようになり、高校の教師 に促され受診した。一方で幼少期か ら、物の配置が変わると落ち着かな: かったり、合唱がうるさく感じたり していた。周囲からは「変わったや! いればよかった」と話す。 つ」と言われていた。

で昼夜逆転し、大学もほとんど通え なかった。就職先のスーパーでは、 「たこ焼き二つ取って」と言われて : なせず夫から怒られる日々が続い : だけだ」。九大総合臨床心理センター パックを開けて中身を二つ渡してし た。2年後にうつ病や適応障害と診 : まうなど上司の指示が理解できず、こ

た今は、薬は睡眠導入剤など3錠に なり、社会復帰に向けて生活リズム を整え、対人スキルを学ぶ精神科の

九大で男性を担当した中尾智博医: 師は「当時は発達障害に詳しい医師 は少なかった。発達障害の影響で統 : しんでいる人がいるのでは」** 合失調症に似た症状が出ることはあ り、誤診とまでは言えないが、もう:

福岡市の自営業女性(43)も3 治療薬は多いときで9錠。副作用: 年前、発達障害の一つ、注意欠陥多: 動性障害(ADHD)と診断された。

> 26歳で結婚後、家事がうまくこ 断され、離婚。症状が改善した後に、教授(精神医学)は指摘する。

再婚した今の夫が、パソコンは得意 病状が好転しないのを疑問に思! だが、家事や金銭管理が苦手な女性 い、別の2病院を経て、紹介された を「発達障害ではないか」と疑い、 専門のクリニックで3カ月待って診 断を受けた。

> 夫と家事分担し、治療薬を飲みな がら仕事を続けている。「ADHD は子どもの障害と思っていた。私の 場合は夫が気付き、支えてくれた。 今も発達障害と分からず、一人で苦

身体障害などと異なり固有の手帳 制度もなく、発達障害者の正確な数 少し早く見つかり支援を受けられて: は不明だ。文部科学省の2012年 調査は、公立小中学校の児童生徒の 6・5%に発達障害の可能性がある と推計する。「発達障害者が増えて いるのではなく、産業構造や診断基 準の変化で気付かれるようになった で当事者から相談を受ける黒木俊秀

農林水産業や工業が中心だったこ ろは「決まった仕事をこつこつやる : す医師も少なく、結果、見落としが 人」「こだわりが強い人」も受け入しちになる。 れられてきた。だがサービス業中心: の今は、協調性や柔軟な対応力が重 デイケアなどは数が限られ、診断後 **視され、職場になかなか溶け込めな**: い人の存在が表面化しやすくなった という。

精神疾患の国際的診断基準「DS MIに1994年、広汎性発達障害: とアスペルガー症候群が新しく規定 され、知的障害を伴わない発達障害 にスポットが当たったことも大き:(2018年10月16日 13時29分 西 い。当初は子どもの障害とみる向き:日本新聞朝刊) が強かったが、2005年に発達障 害者支援法が施行され、大人への診 断も少しずつ広がっていった。

ただ、児童精神科医は発達障害を 学んでいるのに対し、成人を診る精 神科医の大半は、統合失調症やうつ 病などが専門だ。発達障害の治療に は、親に成育歴を聞いたり、知能検 査をしたりと手間がかかるため、志

一方で大人の発達障害に特化した も適切な支援につながらない"支援 難民"は少なくない。中には診断を きっかけに会社に解雇された人もい るという。「診断によって『生きづ らさ』が本当に解消されるか、見極 めて受けてほしい」と黒木教授は話 している。



強度行動障害支援者養成研修

実践報告会

強度行動障害支援者養成研修の基礎研修・実践研修は、年々受講者のレベルの多様化や参加数が増加しています。

本年度の実践報告会では、午前は、強度行動障害支援者養成研修で学んだことを活用しつつ先進的な取り組みを行っている実践報告とその分析、午後は、本年度の厚生労働省障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究」において行った調査の報告、カリキュラム改定案を提示し、参加された皆さんと意見交換を行います。

強度行動障害者支援研修に携わる関係者の参加をお待ちしています。

東京会場

日 時: 平成30年10月31日(水)

10:00~16:30 (受付開始9:00)

場所: KFC Hall & Rooms (Room115)

国際ファッションセンター株式会社

(東京都墨田区横綱1-6-1)

定員:70人(先着順) 参加費:無料

大阪会場

日 時: 平成30年12月7日(金)

10:00~16:30 (受付開始9:00)

場 所: エル・おおさか (7F 708号室)

大阪府立労働センター

(大阪市中央区北浜東3-14)

定員:70人(先着順) 参加費:無料

※参加基準:各都道府県で強度行動障害支援者養成研修の

講師をされている方(他の方は要相談)

お申し込みは、事務局FAX027-320-1368で受け付けます。

お申し込み後、受講券をファックスにて送信させていただきます。 参加の際には受講券を持参してください。

主催:独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2

URL http://www.nozomi.go.jp

時間	プログラム
9:00~	受付開始
10:00~10:10	開会、主催者挨拶
10:10~10:40	実践報告 1 (東京会場: 服部敏寛 (社福)三富会 サポートセンター ハロハロ (大阪会場: 福島龍三郎 (社福)はる
10:40~11:10	実践報告 2 (東京会場: 飯島尚高 (NPO)たんと (大阪会場: 森口哲也 (社福)福岡市社会福祉事業団 か~む
11:10~12:30	ディスカッション(先進事例の分析) (東京会場: 検討委員会委員、厚労省 片桐専門官 (大阪会場: 検討委員会委員、厚労省 片桐専門官
12:30~13:30	休 憩
13:30~14:00	推進事業調査(報告)
14:00~15:00	研修カリキュラムの改善に関する質疑、意見交換
15:00~15:10	休憩
15:10~16:10	運営方法の改善に関する質疑、意見交換
16:10~16:30	本日のまとめ、閉会

お申込み先 FAX.027-320-1368

東京会場 申込み締切日:10月12日(金) 大阪会場 申込み締切日:11月23日(金)

FAXによる申込受付後、受講券を送付させていただきます。なお、申込み締切日以前に定員になった

場合はその時点をもって締め切りとさせていただきますので、お早めにお申込み下さい。

強度行動障害支援者養成研修実践報告会

受付番号

参加中以重

会場	東京会場	大阪会場	○をお付けください	
各前			(ふりがな	
所属				
-				
		以研修(指導者研修		
	送付先(自宅・	対研修(指導者研修 勤務先)該当先に		ださい
				たさい
	送付先(自宅・			ださい

国立のぞみの園 研修・養成課 担当 新井・浅田

Tel. 027-320-1357 E-mail: nozomi-seminar-01@nozomi.go.jp



子どもも高齢者も、障害のある人もない人も、 みんなで楽しむスポーツフェスティバルです。 パラリンピックの正式種目である"ボッチャ"で ワクワクドキドキ盛り上がりましょう!

in奈良2018

スペシャルゲスト モンスーン

2018年

13:00~16:00 (受付12:00~)

定員 240a

ジェイテクトアリーナ奈良 (橿原公苑第一体育館)

(橿原市畝傍町 51 TEL 0744-22-6000)



車いすを利用している方も みんなで楽しめます

ボッチャとは…

赤と音チームに分かれ、それぞれのチー ムの色のボールを、投げたり転がしたりして、 白いボール(目標球)にどれだけ近づけられ るかを競う、みんなが楽しめるスポーツです。 5~6人で1チームをつくり、予選リーグ、 決勝トーナメントを行います。



ボッチャワークショップ

日本ポッチャ協会のスタッフを講師に迎え、 ポッチャの魅力をより深く体験します。

10:30~12:00 ※講義編のみの参加も可能ですが、

大法和 13:00~16:00 実践編に参加できる方を優先させ ていただきます。

対象者
ボッチャなどの障害者スポーツ、 スポーツボランティアに関心のある方

内 容 ●ポッチャを知ろう ●ポッチャを体験しよう

戦略を練ろう

●審判をしてみよう



裏面の申込用紙にご記入の上、FAX もしくは郵送にてお申し込みくださ い。ホームページからもお申し込み いただけます。 みんスポ 奈良 **し**

〈会場へのアクセス〉

①近鉄橿原線 畝傍御陵前駅下車 徒歩5分 ②近鉄橿原線·近鉄南大阪線 橿原神宮前駅下車 徒歩5分

■ 駐車場あり

※駐車台数に関りがありますので、できるだけ 公共交通機関をご利用ください。



催/奈良県(福祉医療部障害福祉課)

実施主体/みんなのスポーツフェスティバル in 奈良実行委員会 (事務局:ヒューマンヘリテージ株式会社) 協力団体/NPO法人きららの木、NPO法人市民活動サークルえん、NPO法人スペシャルオリンピックス日本・奈良、 NPO法人ボルベニルカシハラスポーツクラブ、社会福祉法人あゆみの会、社会福祉法人わたぼうしの会、 奈良県障害者スポーツ協会、奈良県障害者スポーツ指導者協議会、奈良の福祉グループぶろぼの

> 問い合わせ先:みんなのスポーツフェスティバル in 奈良実行委員会事務局 (ヒューマンヘリテージ株式会社内) TEL 0742-35-3755 / FAX 0742-35-3754

文部科学大臣

林 芳正 様

日本障害者協議会(JD): 代表 藤井 克徳

貴職の日頃からの国語の改善、普 及へのご尽力に心より敬意を表しま: す。

本協議会は、現在 60 の障害当事: 者・家族および支援者(事業者・専 門職・学会等)の団体が加盟し、あ らゆる種類の障害のある人々の市民: としての平等な社会参加をめざし、 政府に対する要望活動や市民へのアニ ピール活動に取り組んでいます。

そのような立場から、今回の衆議: 院文部科学委員会と参議院文教科学 委員会での、「碍」(石偏)の常用漢:

歓迎しています。これは障害の表記 「碍」の常用漢字化についての要望 … の選択肢を広げることになり、望ま… に表現の問題にすり替えられては困 NPO 法人: しいと考えるからです。

> この表記をめぐっては、本協議会 の内部でも、他の障害者団体でも多言 様な意見があります。たとえば、「障! 害(ウ冠)も障碍(石偏)も障が: い(ひらがな)も同じに聞こえるの で、目の見えない私にとってはあま り違いはない。」、「バリアに直面し ていることを表す障碍(石偏)がよ い。」、「我々はバリアの被害者なの: で障害(ウ冠)がむしろ正しい。」、 「私は世の害(ウ冠)ではない。害: 悪の害で呼ばれたくない。」、「漢字 圏から参加するパラアスリートが障: 害(ウ冠)という表現を目にすると 嫌な思いをするのではないか。」、「障: 害(ウ冠)も障碍(石偏)も障がい(ひ らがな) もマイナスの印象を与える:

字化の検討を求める(附帯)決議を ので、よりプラスの明るい表現が望 ましい。」、「現実の政策が重要なの る。」などです。

> 本協議会は、引き続きよりよい表 記のあり方を議論し、他の障害者団 体とも話し合い、社会に提言してゆ きます。

> その際、言葉より重要なのはその 言葉が伝える意味・概念であり、障 害者権利条約の障害の理解を伝える 表記が望ましいと考えます。障害者 権利条約では、前文(e)で「障害」、 第1条後段で「障害者」の考え方を 示していますが、端的に表現すると そこでは障害を、(視覚障害、知的 障害などの医学的な)機能障害とバ リア(障壁)との間の相互作用によっ て生まれるもので、平等な社会参加 が妨げられていること、としていま

す。

ばれたくない。私は世の中に迷惑な 存在ではない。」との障害者の声が 表記問題の出発点であったことをふ まえ、障害当事者の意向を尊重し、 また条約の視点に沿って、表記のあ り方を検討していただきたいと思い ます。このことは、すでに障害者政 策委員会が、「法制上の『障害』の 表記の在り方については、障害者権 利条約における新しい障害の考え方 を踏まえつつ、今後の国民、特に障 害当事者の意向を踏まえて検討す る。」(新「障害者基本計画」に関す る障害者政策委員会の意見(平成 24年12月17日)) と提案していた ことでもあります。どの表記が好ま れるのか、とくに障害当事者がどの 表記を好むのかを継続的にモニター することが重要です。

そのためにも文部科学省・文化庁 政府には、「害虫・害悪の害で呼:には、選択肢を広げる観点から、「碍」 (石偏)を常用漢字に追加すること: を要望します。

2018年9月26日:



【社会福祉事業のあり方 セミナー】

第一部:社会保障「改革」と社会福 祉事業経営のあり方(仮)

講 師:石倉 康次 氏(立命館大 学教授)

第二部:営利企業による社会福祉事 業の実態と問題

講 師:黒田 孝彦 氏(総合社会 福祉研究所 事務局長)

【権利としての社会福祉を守る経営 のあり方懇談会】

報告1:今求められる社会福祉法人 経営者全国組織

茨木 範宏 氏(社会福祉施設経営 者同友会 会長)

報告 2: 社会福祉事業のあり方検討 会のこれから

中内 福成 氏(障全協 会長)

2018 年度 社会福祉事業のあり方 セミナー

権利としての社会福祉を守る 非営利事業経営のあり方

2018 年 10 月 26 日 (金)

10:30 ~ 14:40 (一般) / 16: 30 (懇談会参加者)

駐健保会館 大会議室

福祉事業のあり方検討会

研究懇話会(依頼中)、21世紀・老 域共生社会です。 (依頼中)、日本障害者協議会

参加費:6,000円

会保障」の狙いは何か~

担当・・・山崎・家平 TEL: 域住民や社会福祉法人等に押し付け か。本セミナーでは、社会保障・社

03-3207-5621

Mail: center@shogaisha.jp 開催にあたって

社会福祉施設経営者同友会、総合社 した社会保障改悪の基本コンセプト

人福祉の向上をめざす施設連絡会:「我が事・丸ごと」とは、生産性・この狙いは、アベノミクス第一の矢 効率性の向上を名目に営利企業に有: (GDP600 兆円) の実現のために、権 事業の更なる市場化を図るととも、を経済成長施策へと根本的に転換さ ~「我が事・丸ごと」・「全世代型社:に、共生型サービス(「丸ごと化」): せることにあるのです。 や重度者への重点化(軽度者切り) 問い合わせ先 NPO法人 日本障 によって公的福祉を極小化する。そ 児者・高齢者の暮らしと権利を守る 害者センター 〒169-0072 東京都: して、公的制度から除外された人や: 社会福祉とそのための事業経営を維 新宿区大久保 1-1-2 富士一ビル 4F 対象ではない人たちに係る支援を地 持するには何が必要なのでしょう

るものです。

さらに、「骨太の方針 2018」では 人生 100 年時代構想会議等の提案 この4月から「地域包括ケア強」を受けて、「全世代型社会保障」へ 化法」(2017 年 5 月成立) が施行! の転換が強調されました。これは既 されました。6 月1 日には「改正」 存の社会保障・社会福祉の対象者へ 主 催:日本障害者センター 社会: 生活保護法・「改正」生活困窮者自: の給付を切り下げ、投資として一部 立支援法が成立。さらに、年金法の の子ども等の教育費の無料化を図る 後 援:きょうされん(依頼中)、「改正」も予定されています。こう 施策です。教育費の無償化は大切な ことですが、その目的は私たちが求 会福祉研究所、全国民間保育園経営にあるのが、「我が事・丸ごと」地にめる教育保障とは全く異なります。 現政権が進めるこれらの諸施策の真 利な社会福祉事業への構造転換と当 利としての社会保障・社会福祉制度

こうした状況の中、子ども・障害

会福祉施策をめぐる全体的動向と営:JR「田町駅」三田口(西口) 利企業による社会福祉事業の実態・: より徒歩約10分 課題を明らかにしながら、この 課題と本来の社会福祉を守るための : り徒歩約5分 事業経営者全国組織の必要性につい 昼食ついて て考えていきます。

参加費ついて

参加費:6,000 円について以下の口:アクセス 待たせする時間が短くなります。ごこお送りください 協力いただけると幸いです。

郵便振替 00130 — 5 — 536566 日 : / Mail···center@shogaisha.jp 本障害者センター

氏名

所属

あり方検討会

TEL

会員 • 非会員

メルアド

備考

住所

性別男・女

地下鉄「三田駅」A10 出口よ

昼食は近隣のコンビニ等で各自ご用 意ください。

座に事前入金いただくと、受付でお 以下の情報を FAX またはメールで

┊申込用紙宛先:FAX…03-3207-5628



内閣総理大臣 安倍晋三 様 厚生労働大臣 根本 匠 様

「水増し雇用問題」を契機に 障害者の労働及び雇用制度の 抜本的な改革を求める要望書

NPO 法人日本障害者協議会

中央省庁の「障害者の水増し雇用 問題」(以下、水増し問題)が報道 されて間もない8月27日に、当会は、 この事実は障害のある人への背信行 為であり、当事者を含めた第三者機 関による徹底した真相解明と障害者 の労働政策の抜本的な改革を求める 声明を出した。去る9月に厚労省内 に設けられた検証委員会は、残念な がら当事者不在となっている。10 月中に報告をとりまとめるとしてい

2018 (平成 30) 年 10 月 18 日 : るが、私たち当事者ならびに障害団 体が求めているのは、範を示すべき 政府機関において、「なぜこんなに: も長期かつ大規模に障害者排除が行 われてきたのか」という本質問題に 立ち入ることである。

> 同時に求めたいのは、障害者の労働: 及び雇用政策について総点検を加 え、抜本的な改革を図ることである。 代表 藤井 克徳 いま大事なことは、形だけの法定雇 用率をつくろうことではない。ここ はいったん立ち止まり、水増し問題: を、ほころびの多い障害者の労働及 び雇用政策の大きな転機とすべきで ある。

> > また、水増し問題によるおびただし い数の「固有名詞なき被害者」に謝 罪すべきであり、障害当事者ならび に障害団体に対しても納得のいく説: 明責任を果たしてほしい。

以下、障害者の労働及び雇用政策の 抜本的な改革に当たっての着眼点と

要望事項を掲げる。主として、中央 省庁での改革を意識したものであ る。関係機関において、十分に配慮 されたい。

- 1. 改革の基調に障害者権利条約を 障害者の労働及び雇用政策の総点検 と改革に当たっては、日本も批准し ている障害者権利条約を基調に据え るべきである。とくに、「一般原則」 (第3条)、「一般的義務」(第4条)、「平 等及び無差別」(第5条)を踏まえ るべきであり、わけても「公的部門 において障害者を雇用すること」と 明記のある「労働及び雇用」(第27 条)を存分に生かしてほしい。
- 2. 法定雇用率の検証と改定 現行の公的部門 2.5%、民間事業所 2.2%は、国際水準からみても低す ぎる(ドイツ5%、フランス6%。い ずれも官民ともに)。とくに問題な

のは、雇用率の算定基礎となる、「失 そのうえで、労働及び雇用政策にお 業している障害者」の根拠が曖昧な ことである。法定雇用率を適正な水 準に引き上げるべきである。合わせ て、重度の障害者をダブルカウント とする計算式については、障害当事 者を中心に問題視する声が少なくな く、シングルカウントに戻すべきで ある(ダブルカウントは、法定雇用 率を達成するための事業者側の論理 でしかない。1人が2人分の枠を使っ てしまうことに、雇用に就いている 障害者の多くは心地よさを覚えてい ない)。

3. 労働及び雇用政策における「障: 害者」のとらえ方の検討

障害者手帳の不所持者を所持者と見 立てた今般の「水増し問題」は、明 らかな行政によるごまかし(法律違: 反)行為であり容認できない。責任:が、国家賠償請求に基づく各種の賠 の所在を明確にすべきである。

ける「障害者」のとらえ方について は、以前から関係方面から指摘があ るように、改定が必要である。すな わち、手帳制度に基づく障害等級の 判定と、労働及び雇用上の障害は連 動せず、労働及び雇用政策からみた 障害の判定方法の開発が求められ る。その際、いわゆる「障害の社会 モデル」(機能障害を有する者を取 り巻く環境との相互作用)の視点を 踏まえるべきである。

4. 障害者雇用納付金制度を公的部 門にも

民間事業所を対象とした障害者雇用 納付金制度を、公的部門にも適用す べきである。その場合、納付金の支 出は当該部署の予算からとする。納 付金を税金から支出するのは国民の 理解を得られないとする見方がある 償金は税金からの支出であり、これ 6. 障害の種別等を配慮した特別採

と同列とみることができよう。ちな みに、ドイツやフランスにおいては 公的部門にも納付金制度が適用され ている。仮に、納付金が難しいとす れば、これに代わる何らかのペナル ティ制度を図るべきである。法律違 反や脱法行為が何の咎めもなく行わ れることは余りに理不尽であり、国 民感情及び障害当事者の立場からは 到底納得できない。

5. 第三者性を備えた監視のための 仕組みづくりを

法定雇用率の順守を中心に、中央省 庁各機関における障害者の労働及び 雇用の実施状況を監視するための機 構を創設すべきである。その際に重 要なのは、行政からの独立が担保さ れることであり、法律に基づいた権 限が付与されることである。

用枠の創設や試験制度の改善

能力検定を基本とする現行の国家公 務員の試験制度にあって障害者が一 般定数枠に入り込むことは極めて至 難である。とくに知的障害者や発達 障害者の多くは絶望的と言うほかな い。実際にも、現状にあっては知的 障害者や精神障害者、発達障害者は 少数であり、雇用されている障害者 の中のジェンダーバランスも十分と は言えない。これらを改善する手掛 かりの一つとして、自治体で試みら れている障害種別ごとの「特別採用 枠制度」も有効と考えられる。また、 障害者雇用と国家公務員定数法との 関係についても、深い検討が必要で ある。なお、試験の方法についても、 点字受験やルビ振り、試験時間の延 伸だけではなく、障害の特性に配慮 した方法を講じるべきである(例え ば、知的障害者の場合は普段の生活 を加味するなど)。

の障害者雇用政策の審議システム は、旧態依然の労働部門(労働政策 審議会・障害者雇用分科会)で行わ れている。今後の在り方としては、 関連する審議会の合同開催、あるい は現行の労働行政所管の審議会に、 相当数の福祉分野関係者等を加える ことなどが求められる。また、審議 会メンバーに関しては、障害当事者 代表の枠を強化すべきであり、真に 障害者の労働及び雇用政策に精通し た者を加えるべきである。

7. 安定した就労生活を維持するた

障害者の労働及び雇用を安定して保 つためには、多様で継続的な支援策: が不可欠となる。その際に、大きく: 二つの視点が重要となる。一つは、 アクセシビリティーの観点に基づく 省庁全体に及ぶ事前の環境整備であ る。例えば、出入り口を含む建物全 体の段差解消、障害者が使いやすい トイレや洗面台、わかりやすい表示 や休憩所の設置などがこれに当た る。もう一つは、個々に応じた支援 としての合理的配慮の提供である。 例えば、通勤時の支援や職場での ジョブサポーター(就労時の支援者) の配置、定期通院時の休暇の保障、 時差通勤ができること、障害に合わ せた簡易な仕事の確保や作業手順の 改善などである。

合理的配慮については、個々に応じ

てまさに千差万別であり、提供する こと自体を制度化しておくことが肝 要である。そのための予算確保は言 うに及ばず、職場ごとの合理的配慮 を受け入れるための雰囲気づくりも 重要となる。

また、通勤や長時間労働が困難な障 害者に対しては、在宅勤務やテレ ワークなども視野に入れるなど、障 害の種類や程度、性別に応じた柔軟 で多様な働き方が求められる。

8. 政策審議システムの根本的な改

障害者の労働及び雇用政策を発展さ せるためには、政策審議のシステム そのものを大きく改革する必要があ る。例えば、前述の合理的配慮の提 供を実質化するためには、労働分野 だけのアプローチでは不十分であ り、福祉分野(生活面など)を重ね ての検討が重要となる。一方、現行

年金問題

皆様から多くの抗議が見られた先の 障害者年金打ち切り問題は、結局支 **給継続の措置になったようです。以** 下毎日新聞の記事からです。

(河村)

障害基礎年金 再審査で823人の 支給継続

日本年金機構が障害基礎年金の受 給者1010人について「障害の程: 度が軽い」として打ち切りを検討し ていた問題で、同機構は再審査の結 果、このうち823人の支給継続を: 決めたと発表した。既に打ち切られ、のぼった支給再開を決めた。 ていた1106人の支給も再開し、 計1929人を救済した。

障害基礎年金の審査業務は昨年 度、都道府県単位から東京のセン ターに一元化された。審査に当たる 医師が代わった影響で、再審査を通 知されたり、支給を打ち切られたり

した受給者が続出。批判を受けて厚 生労働省は今年7月、障害の程度が 変わらない受給者については以前の 更新時の判断を考慮する方針を示し ていた。

同機構によると、1010人のう ち954人が診断書を改めて提出 し、障害の状態に変化がなかった 823人は支給継続、状態が軽く なった67人は支給停止になった。 残り64人は審査を継続している。 支給を停止した1939人も再審査 したところ、1106人は状態が変 わらなかったとして、停止月にさか

【原田啓之】(毎日新聞2018年10 月17日20時28分)

<厚労省>障害者手帳をカードでも 来年度から希望者に

障害がある人が持つ「身体障害者手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」が来年度から、希望者には カードで交付されるようになる。紙製より耐久性があり、持ち運びに便利なカードへの変更を求める 声が上がっていた。厚生労働省が、社会保障審議会の部会の了承を得た上で、政令を改正する。

両手帳は身体障害者福祉法と精神保健福祉法に規定され、政令で様式が決められている。本人の申請を受けて都道府県や政令市などが交付し、取得者は電車やバスなど公共交通機関の料金割引や所得税控除などの優遇措置を受けられる。2016年度末時点の取得者は身体障害者手帳が約515万人、精神障害者保健福祉手帳が約92万人。

カードへの記載項目は氏名や住所、障害の程度などを想定している。カードを希望しなければこれ まで通り紙製の手帳を交付する。

知的障害者に交付される「療育手帳」は、国の通知に基づいて都道府県や政令市が独自の体裁で発行できるため、既に一部の自治体がカード化している。

【原田啓之】(10月18日(木)6時45分 毎日新聞)

忘年会のお知らせ

会員の皆様

今年の夏は本当に暑い日が続きやっと秋の心地よさを感じる ようになりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

久しぶりに忘年会を開催いたします。近況の報告、などいろいろお話しませんか?お忙しい日々をお過ごしでしょうが是非ご参加ください。

日時 12月7日(金)11時半

場所 かに道楽 奈良店 奈良市西九条町 5 - 2 - 9

申し込み先 田中 090 — 7969 — 0428 ken-tan.m4@ezweb.ne.jp 20名まで 11月30日締め切り

お昼の参加は仕事があって無理の方は1月に新年会をかねて 夜の開催も計画しています。お父さんの参加も歓迎!

発行人: 関西障害者定期刊行物協会

住 所: 〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人:奈良県自閉症協会

定 価:100円

